

京都市告示第 219 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、農業用水路等（ため池）を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 20 年 8 月 7 日

京都市長 門川 大作

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	米谷池	西京区大原野南春日町 1 6 2 9 番地地先 西京区大原野南春日町 1 3 8 7 番地地先	

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)